

水 監 第 39 号
令和 7 年 7 月 17 日

請求者

水巻町（省略）

（省略） 様

監査委員 加 藤 博 道
監査委員 廣 瀬 猛

福岡県遠賀郡水巻町職員措置請求書の監査結果について（通知）

令和 7 年 5 月 23 日付けで提出のあった福岡県遠賀郡水巻町職員措置請求書（以下「監査請求書」という。）に係る監査結果を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

第 1 監査の請求

1. 請求者

水巻町（省略）

2. 請求の要旨

監査請求書及び監査請求書添付の事実を証する書面から、本請求の趣旨を次のとおりとした。

(1) 請求の趣旨

水巻町遺族会の決算書に不明な点があり、帳簿等の開示を再三要求したが開示に応じなかったため、折尾簡易裁判所に調停の申し立てを行ったところ、令和 5 年 10 月 3 日に帳簿等の一部が開示された。

帳簿等の開示後に平成 27 年度から令和 4 年度までの間、水巻町遺族会が水巻町より交付を受けた補助金より、国会議員の国政報告会交通費等 97,630 円、水巻町役場職員の父親への香典 10,000 円が不当に支出されていることを発見した。

前記不当な支出を指摘したところ、令和 4 年度の補助金から不当に支出していた国会議員の国政報告会交通費等 10,000 円は、令和 6 年 2 月 20 日に水巻町遺族会に返還したようだ。

これらの不当な支出は、水巻町遺族会補助金交付要綱（平成 18 年告示第 44 号）第 1 条及び第 2 条の規定に違反しているため、平成 27 年度より令和 4 年度までの間、不当に支出した国会議員の国政報告会交通費等の残り 87,630 円及び水巻町役場職員の父親への香典 10,000 円の計 97,630 円が水巻町の損失となるため、水巻町が被った損害の賠償を水巻町長に求める。

(2) 1 年経過後に請求する「正当な理由」

本請求は、不当な公金の支出があった日（補助金を交付した日）から 1 年以上が経過しているが、請求者が補助金からの不当な支出を把握したのは令和 5 年頃であり、令和 6 年 10 月 21 日に弁護士より、国会議員の国政報告会交通費等及び水巻町役場職員の父親への香典は不当な支出にあたるため、過去 10 年に遡り水巻町遺族会会長に対し返還を要求することができることを聞き、その後、令和 7 年 4 月 4 日に弁護士より住民監査請求のことを聞いた。

第 2 請求の受理

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、令和 7 年 6 月 6 日に補正が行われ、法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第 3 監査対象部局

審査対象部局は、「水巻町遺族会補助金」を所管する地域づくり課と定めた。

第 4 請求者による証拠の提出及び陳述

請求者に対して、令和 7 年 6 月 27 日に法第 242 条第 7 項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求者本人が出席した。

請求者から追加の証拠資料の提出はなく、請求に係る補足説明のみがあった。

第 5 監査対象部局、関係職員による陳述等

法 199 条第 8 項の規定に基づき、令和 7 年 6 月 6 日付で、水巻町文書管理規程に規定する保存年限内の過去の当該補助金交付に係る資料の提出を求めるとともに、7 月 4 日に、課長以下関係職員の陳述を聴取した。

第 6 監査の対象事項

本件請求は、水巻町が水巻町遺族会に対し、補助対象経費に該当しない、不当な補助金を支出しているという住民監査請求である。

(1) 住民監査請求の対象となる財務会計上の行為

法第 242 条第 1 項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該地方公共団体の職員等について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって

当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」旨規定している。

(2) 住民監査請求の期間

法第 242 条第 2 項では、住民監査請求は「当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」旨規定している。

(3) 監査対象事項

上記法の規定及び請求の要旨から、本件の監査対象事項を次のとおりとした。

(ア) 本件請求は、法第 242 条第 2 項に規定する 1 年を超えているが、同項ただし書き規定する「正当な理由がある」と言えるかどうか。

(イ) 「正当な理由がある」と判断した場合は、本件補助金の交付が法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の行為に該当するかどうか。

第 7 監査の実施

(1) 要件審査の概要

法第 242 条第 2 項において、住民監査請求について 1 年という期間制限が設けられている理由は、「普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めている。」（最高裁昭和 63 年 4 月 22 日第二小法廷判決）として「法的安定性」の見地から設けられたものである。

(2) 「正当な理由」について

請求者は、本件補助金からの不当な支出を把握したのは令和 5 年 10 月 3 日に帳簿等の一部が開示されたころであること、その弁護士から令和 6 年 10 月 21 日に不当な支出について過去 10 年に遡り水巻町遺族会会長に対し返還を要求することができること及び令和 7 年 4 月 4 日に住民監査請求のことを聞いたとして、「正当な理由」に該当するとしている。

従って、本件請求が住民監査請求の受理要件である「正当な理由」があるときに該当するか否かの審査を行うこととした。

(3) 「正当な理由」の有無についての判断

「正当な理由」が認められるか否かは「普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」（最高裁平成 14 年 9 月 17 日第三小法廷判決）と判示している。

したがって、本件請求については、請求者が本件補助金からの不当な支出を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断す

べきものである。

そこで、本件について検討すると、請求者が本件補助金からの不当な支出の存在及び内容を知ることができたのは、令和 5 年 10 月 3 日の帳簿等の一部が開示された時点であると解される

よって、令和 7 年 5 月 23 日付けで提出された本件請求については、「相当な期間内」になされたものと認めることはできない。従って、本件請求は法第 242 条第 2 項ただし書きの「正当な理由」があるとは認められない。

第 8 審査の結果

本件請求は、正当な理由がなく監査請求期間を徒過しており、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を欠き不適法であると判断する。

よって、本請求を却下する。